

町田市立小中学校照明設備LED化業務委託 受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2025 年 7 月 11 日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市（以下、「本市」という。）では 2022 年 1 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、環境先進都市「ゼロカーボンシティまちだ」に向けて取り組んでいます。また、「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」で一般照明用の蛍光灯を 2027 年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。このような状況から、今後、児童及び生徒の健全な学びの環境を恒常的に維持していくうえで、市立小中学校に設置されている照明器具についても LED 照明器具に改修していく必要があります。

市立小中学校では、2020・2021 年度に実施した避難施設機能向上工事により体育館アリーナ部分は全校で LED 化を完了し、また一部の学校ではこれまでの改修工事の実施により LED 化が完了しています。しかし、多くの学校では従来の蛍光灯器具が残っており、数量は膨大なものになり短期間での更新工事の実施は多大な財政負担や工事実施による業務負担の増加を考慮すると困難な状況となっています。

そこで、民間企業の有するノウハウ、資金力、技術力を活用した ESCO 事業（以下、「本事業」という。）を導入し、既存の照明器具の LED 化及びその後の維持管理を一括で行い、環境負荷の低減、財政負担の平準化及び業務負担の軽減を図り、効率的な維持管理を行うことを目的とします。

本事業は、以上の目的に合致する民間事業者の一括提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、提案の募集を行うものです。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「契約候補者」という。）は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施するものです。

2 契約の概要

契約件名	町田市立小中学校照明設備 LED 化業務委託
契約期間 (業務実施期間)	契約書記載の日 ～ 2037 年 3 月 31 日 調査・工事期間；契約書記載の日 ～2027 年 3 月 31 日 維持管理期間：2027 年 4 月 1 日 ～ 2037 年 3 月 31 日
契約方法	シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）
履行場所	町田市中町一丁目 20 番 30 号 町田第一小学校外 42 校
委託する業務	町田市立小中学校照明設備 LED 化業務委託 仕様書のとおり。
契約保証金	契約保証金の納付は免除する。
契約代金の支払方法	2027 年 4 月 1 日から 2037 年 3 月 31 日まで本事業期間内の各年度にわたる毎月均等払いとする。
契約目途額 (予定価格)	契約代金の上限は 1,282,947,600 円（税込）とする。 なお、消費税率は 10%とする。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者及び業務責任

者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの型式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加できる事業者は、「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループ」（以下「グループ」という。）のいずれかで、単独事業者及びグループの代表企業は以下のすべての条件を満たしている者、グループの構成企業は以下の（２）～（４）の条件を満たしている者とし、該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- （１） 町田市指名競争入札参加資格者名簿に登録していること。
- （２） 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- （３） 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定に該当しないこと。
- （４） 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- （５） 本事業を実施する能力のある「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループ」（以下「グループ」という。）のいずれかで、日本国内の企業であること。
- （６） 単独事業者として応募する場合、応募者は（７）で示す各構成員の役割を単独で全て担うこととします。
- （７） グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者 1 名を選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続きを行い、それぞれの構成員は法的に可能な範囲において連帯して事業の遂行の責を負うこと。なお、以下に記載する役割を明確にし、構成されることとします。

（ア） 事業役割

本市との連絡窓口及び事業契約手続きを行い、本業務委託の責任を行うこと。

- ① 事業役割を担う構成員は、学校施設のESCO事業の実施実績（照明器具の台数として 5,000 台以上のLED化を実施、提案のみを除く）又は大規模な照明設備LED事業（照明器具の台数として5,000 台以上のLED化を実施するリース又は工事（元請けの場合に限る））の実施実績があること。
- ② 事業役割を担う構成員は、本事業の運営、取締りを行うほか、本事業に係る契約に基づく一切の権限（契約金額の変更、代金の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使するものとして、業務責任者を配置しうること。

なお、当該責任者は、直接的な雇用関係にあり、かつ参加表明日において引き続き3 カ月以上の雇用関係があること。

（イ） 設計監理役割

調査、計画策定に関する業務を全て行うこと。

（ウ） 施工役割

施工に関する業務を全て行うこと。

施工役割を担う構成員は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、電気工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。また、建設業法に基づく「電気工事業」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置し得ること。

なお、当該配置技術者については、次の各号に掲げる条件を全て満たしていること。

① 直接的な雇用関係にあり、かつ参加表明日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。

② 監理技術者については、監理技術者講習を修了していること。

施工業務を適切に行うため、責任者として一級建築士、二級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械又は衛生工学）、一級電気工事施工管理技士若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者又は電気設備に関わる実務経験を有する者（※）を業務に配置できること。

※必要とする実務経験年数は次のとおり。

大学（電気に関する専門課程）卒業者	卒業後5年以上の電気設備に関わる実務経験
高等学校（電気に関する専門課程）卒業者	卒業後8年以上の電気設備に関わる実務経験
その他	10年以上の電気設備に関わる実務経験

（注）① 実務経験は、電気設備設計業務又は工事監理業務の経験に限る。

② 実務経験年数には、一般事務等に従事した期間は含まない。

なお、一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等をいう。

（エ）維持管理役割

維持管理に係る全てを実施すること。

維持管理役割を担う構成員は、建設業法第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。

（オ）その他

（ア）～（エ）の他に必要に応じ設定すること。

（ア）～（オ）の役割は同一企業の兼務可能とする。

構成員の変更は原則認めません。構成員のうちいずれかが契約期間中において破産または解散した場合、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を遂行しなければなりません。ただし、本市と協議の上、本市が認めた場合に限り、構成員の追加、変更ができるものとします。その際、追加・変更する構成員は、本説明書に定めた条件を満たさなければならないものとします。

（8）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てを受けたとき、手形または小切手は不渡りになったとき等）にない者であること。

（9）本件と類似する契約実績を有すると認められること。

（10）既存設備の現場調査、設置工事、維持管理については、原則として町田市内の電気工事店（以下「市内事業者という。」）を活用し、地域経済への波及効果に資するよう配慮すること。

市内事業者と再委託契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正な金額での契約の締結に努めなければならない。

主たる役割業務分野を再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合には、甲の承諾を得ること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2025年 7月 11日（金）
(2)	資料配布	2025年 7月 11日（金）
(3)	プロポーザル参加申請の受付	2025年 7月 29日（火）午後5時まで
(4)	一次審査（提案資格確認）・結果通知	2025年 7月 31日（木）午後3時予定

(5)	質疑の提出（一次審査通過者のみ）	2025年 8月 8日（金）午後5時まで
(6)	質疑の回答	2025年 8月 22日（金）午後3時予定
(7)	提出書類の作成、提出	2025年 9月 8日（月）午後5時まで
(8)	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	2025年 9月 26日（金）の指定時間
(9)	二次審査評価、採点	2025年 9月 26日（金）
(10)	二次審査結果通知、公表	2025年 9月 30日（火）
(11)	契約内容の調整、仕様書の決定	2025年 10月 8日（水）まで
(12)	見積書の提出	2025年 10月 16日（木）予定
(13)	契約書の調印	2025年 10月 20日（月）頃

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

(ア) 公表資料

- ① プロポーザル説明書
- ② 一般仕様書
- ③ 契約書
- ④ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ⑤ 灯具仕様書
- ⑥ 照明台帳
- ⑦ （別紙1）履行場所一覧表
- ⑧ （別紙2）対象校電気使用量及び料金
- ⑨ （別紙3）ベースライン単価、照明器具の使用状況概要

(イ) 提出資料

- ① プロポーザル参加申請書（様式1）
グループで参加の場合は代表名で作成し、提出してください。
- ② 会社概要（様式2）
財務諸表（貸借対象表・損益計算書のみ）、会社の概要パンフレットなどを添付してください。
- ③ グループ構成表（様式3）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
印鑑証明書を添付すること。
- ④ 同種・類似業務実績書（様式4）
- ⑤ 同種・類似業務等実績に記載した業務契約書の写し（指定様式なし）
- ⑥ 各役割の責任者の業務実績表（様式5）
本提案における実務上の各役割の責任者を記入のこと。
保有資格名に記載している資格の写しを添付すること。
- ⑦ 経営不振の状態にないことの誓約書（様式6）
- ⑧ 施工承諾書（様式7）
施工承諾を得ている市内事業者全者分の承諾書を提出すること。

施工承諾書は、1 枚に 1 事業者の署名とすること。

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL : <https://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の方へ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) プロポーザル参加申請の受付

参加を希望する事業者は、6 (2) (イ) に記載される一次審査に必要な提出資料一式を作成し、2025 年 7 月 29 日 (火) 午後 5 時までに、町田市教育委員会学校教育部施設課 (町田市庁舎 10 階) に郵送又は持参してください。郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とし、提出期限までに必着とします。

(4) 一次審査 (提案資格確認)・結果通知

提出された参加申請書類を基に、参加資格要件を満たしているか審査します。また、申込者が 3 者を超えた場合は下表の評価項目及び配点による総合点数で順位を決定し、点数が同じ場合は下表の番号 1 から 2 の項目の内、上位の項目点数が高い者で上位 3 位以内を決定します。(グループの場合は代表者が評価対象)

なお、提出書類が所定の形式に適合しない場合は減点することがあります。

		評価項目		配点
事業者	1	同種、類似業務実績		100 点
担当者	2	事業役割	業務実績、経験年数	10 点
	3	設計監理役割	業務実績、経験年数	10 点
	4	施工役割	業務実績、経験年数	10 点
	5		保有資格	10 点
	6	維持管理役割	業務実績、経験年数	10 点
	7		保有資格	10 点
		合計		160 点

参加申請書類を提出した事業者には、選考結果について「一次審査結果通知書」を電子メールで送付します。

なお、一次審査を通過した事業者 (以下、「一次審査結果通過者」という。) には別途プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場指定した「二次審査開催通知書」を併せて送付します。

(5) 質疑の提出 (一次審査通過者のみ)

本案件の二次審査に関する質問は、「質疑書 (様式 19)」に記載し、電子メールに添付して「9 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。受付期間は 2025 年 8 月 8 日 (金) 午後 5 時までとします。電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名 : 【質疑】 + 参加事業者名 + 送信年月日

例 : 【質疑】 株式会社▲▲▲250808

(株式会社▲▲▲が 2025 年 8 月 8 日に質疑書を送信した場合)

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、一次審査通過者へ「質疑回答書」を電子メールにて添付して送付します。

一次審査通過者へ通知後「質疑回答書」は、2025 年 8 月 22 日 (金) に町田市ホームページに一定期間掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり必要書類を作成し、2025 年 9 月 8 日 (月) 午後 5 時までに、町田市教育委員会学

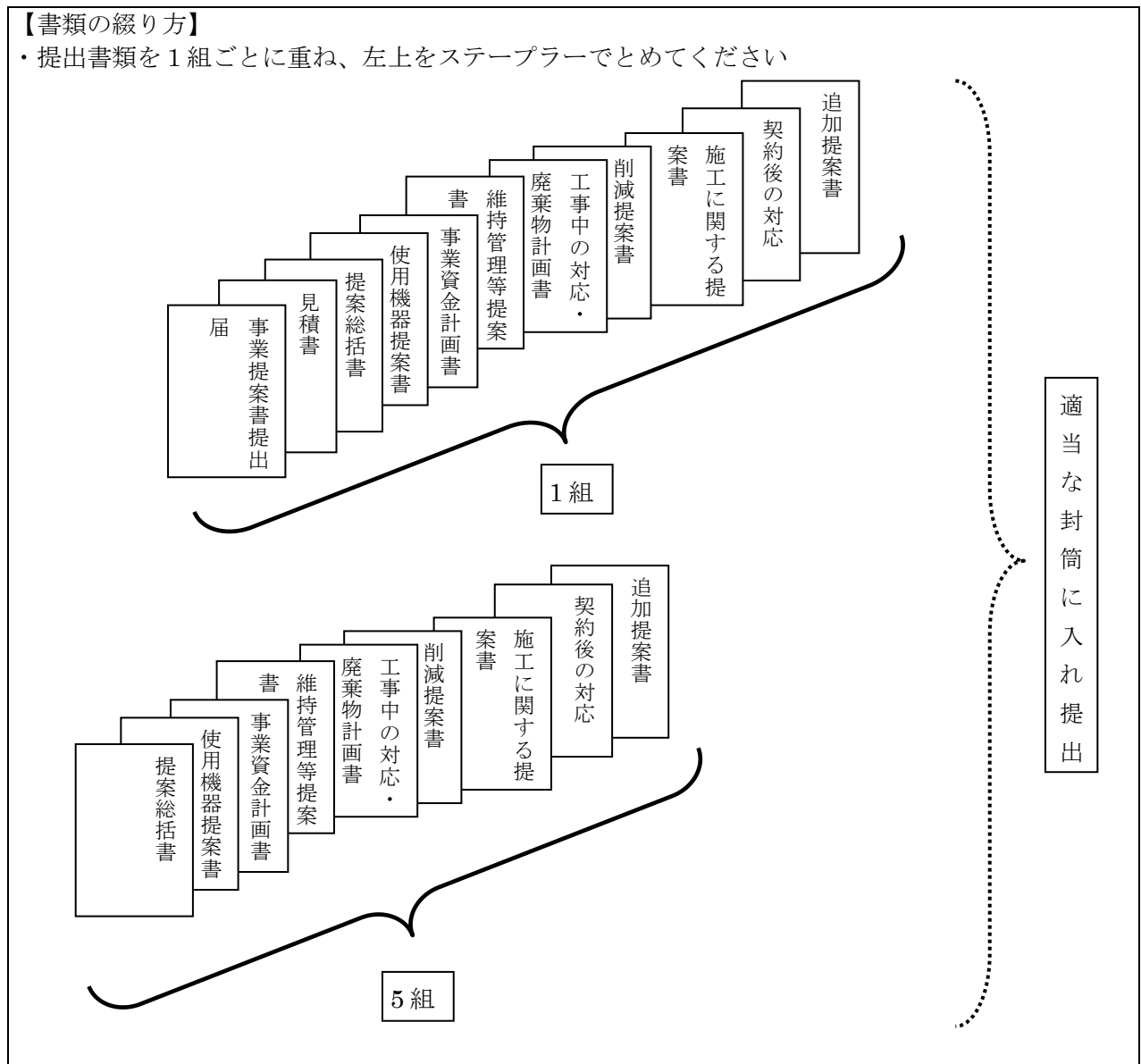
校教育部施設課（町田市庁舎10階）に郵送又は持参してください。郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とし、提出期限までに必着とします。

提案を辞退する場合は、「提案辞退届（様式18）」を受付期間内に提出してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
【共通事項】 指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置き又は横置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
事業提案書提出届 ＜様式8＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。また、グループの場合は代表者及び構成員を記名押印してください。提出部数は1部です。
見積書 ＜様式自由＞	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。
提案総括書 ＜様式9-1, 9-2＞	提案の全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載してください。A4版各2枚以内で記載してください。（図面も記載可）提出部数は6部です。
使用機器提案書 ＜様式10＞	提案する機器について、性能、環境に配慮した提案等を記載してください。A4版3枚以内で記載してください。提出部数は6部です。
事業資金計画書 ＜様式11-1, 11-2＞	事業費の調達方法に関する考え方を記載してください。提出部数は6部です。
維持管理等提案書 ＜様式12-1, 12-2＞	維持管理の計画、市内事業者の活用、体制及び緊急時の対応に関する提案を記載してください。A4版各2枚以内で記載してください。提出部数は6部です。
工事中の対応・廃棄物計画書 ＜様式13＞	工事中の工にあたり、特に重要と判断する事項、廃棄物の計画について記載してください。A4版3枚以内で記載してください。提出部数は6部です。
削減提案書 ＜様式14＞	C02、電気料金の削減の提案について記載してください。A4版2枚以内で記載してください。提出部数は6部です。
施工に関する提案書 ＜様式15-1, 15-2＞	品質、安全性確保及び市内事業者の活用及び体制に関する提案を記載してください。A4版各2枚以内で記載してください。提出部数は6部です。
契約終了後の対応 ＜様式16＞	契約期間終了後の照明の取扱いとその後の更新方法や維持管理の提案を記載してください。A4版2枚以内で記載してください。提出部数は6部です。
追加提案書 ＜様式17＞	本事業を実施するにあたり、教室の用途変更など学校が抱える課題や省エネ化を考慮した機器選定や照明器具の適正配置、その他の独自の提案があれば記載してください。A4版2枚以内で記載してください。提出部数は6部です。

【書類の綴り方】

- ・提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラーでとめてください



(8) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーションに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2025 年 9 月 26 日（金） 集合時間は、二次審査開催通知書で指定します。
会場	町田市庁舎内（場所は二次審査開催通知書でお知らせします。）
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、20 分間以内で説明してください。また、パワーポイント等により作成した資料を用い、説明することも可能としますが、提案内容及びそれを補足する資料等に限り使用できるものとし、提案内容の追加は認めません。 パソコンを使用する場合は、機器（ポケット wi-fi 等含む）は参加者でご用意ください。（プロジェクターのみ、町田市がご用意します） 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は 20 分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が出席していただきますが説明及び回答は任意とします。 会場に入室できるのは、業務責任者を含め計 5 名以内でお願いします。

	入室する方は、会社名を表示した衣類やバッヂ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。
--	--

(9) 評価、採点

評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及び、プレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点し、評価点が最も高い者を契約候補者とし、評価点が2番目に高い者を次点者とします。ただし、各委員が評価した点数（見積金額の点数は除く）の平均点の合計が満点の5割に満たない場合は契約候補者及び次点者に特定しません。なお、契約候補者が辞退した場合は次点者が繰り上げで契約候補者となります。

二次審査の評価は一次審査の合計点を加算しません。評価項目等については下表に基づき評価します。また、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、下表のA項目の合計点が高い方を契約候補者に特定します。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評 価 項 目			点数
A	提案総括	提案の全体概要、創意工夫している点	10
	使用機器提案	提案する機器について、性能、環境に配慮した点	20
	事業資金計画	自己資本比率、資金計画	10
	維持管理等の提案	維持管理業務に関する計画内容、緊急時の対応及び市内業者の活用、体制について	20
	工事中の対応、廃棄物処理計画について	安全管理・工程管理及び品質管理、工事完了期限、既存の照明設備撤去後の保管・処理方法	10
	削減提案	CO2、電気料金の削減について	20
	施工に関する提案	品質、安全性確保及び市内業者の活用、体制について	20
	契約終了後の対応	契約期間終了後の照明の取扱いとその後の更新方法や維持管理	10
	追加提案	教室の用途変更など学校が抱える課題や省エネ化を考慮した機器選定や照明器具の適正配置、LED 照明設備等以外の省エネルギー提案や付加価値向上の提案	20
	プレゼンテーション・ヒアリング	取組意欲・信頼性、事業についての理解度	10
B	見積金額		30
合計 (A+B)			180

(10) 二次審査結果通知、公表

二次審査の参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(11) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と学校教育部施設課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。なお、見積金額については、6(7)で提出された見積書の金額を上限とします。

(13) 契約書の調印

上記見積り金額をもって契約代金とし、契約を締結します。

7 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は下記「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。なお、分担表に該当しない

事項が発生した場合には別途協議することとする。

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			自治体	事業者
共通事項	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	提案書の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	安全性の確保	事業遂行に伴う施設、利用者等への安全性の確保		○
	環境の保全	事業遂行に伴う騒音、振動、高調波等環境への影響		○
	制度変更	税制の変更	○	
		法令、許認可の変更	○	○
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		工事に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更、中止、延期	○	○
	物価変動	急激な物価変動による計画の見直し (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	計画変更	本市の指示によるもの	○	
		事業者の調査不足、判断の不備によるもの		○
	応募コスト	事業の応募に係る費用		○
工事施工段階	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	第三者賠償	工事施工時における第三者への損害賠償		○
	不可抗力	天災等による設計変更、中止、延期	○	○
	物価変動	急激な物価変動による工事の見直し (工事費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	設計変更	本市の指示によるもの	○	
		事業者の調査不足、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の責による引渡しの遅延	○	
		必要な場所への立ち入り許可が下りない場合の遅延または未完工	○	○
		事業者の責による遅延		○
	工事費増額	施工段階における本市からの指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の判断によるもの		○
	性能	施工不良、器具不良等による要求仕様不適合		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物および既設建物、設備に生じた損害		○
	用地確保	資材置き場、休憩所の確保		○
支払関連	金利変動	金利の変動によるサービス料の増額		○
	支払遅延・不能	支払いの遅延、不能によるもの	○	○
	事業範囲外の不具合	本事業遂行に当たって障害となる、事業範囲外の不具合	○	
維持管理関連	ESCO 設備の損傷	本市の故意・過失または施設に起因する ESCO 設備の損傷	○	
		その他の原因に起因する ESCO 設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失または ESCO 設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○

	電気料金単価の変動	電気料金の変動による削減効果の減少	○	
	エネルギーベースラインの調整	照明器具の使用状況、点灯時間の顕著な変動による削減効果の減少	○	
		天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超え ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合	○	
		上記以外の場合	○	○
保証	性能	施工不良、器具不良等による要求仕様不適合		○
		契約期間内の要求仕様不適合に伴う施設への損害および本市の運営、業務への障害		○
		契約期間中の器具寿命または器具不良による製品の取替		○

8 その他留意事項

- (1) 本事業はシェアード・セイビングス契約としていますが、電気料金削減額が事業費に到達しない提案も可とします。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (3) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (4) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (5) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (7) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (8) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (9) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (10) 1 応募者は、1 つの提案しか提案できません。
- (11) 応募者が 1 者になった場合でも、選考を行います。

9 本案件に係る問い合わせ先

町田市教育委員会学校教育部施設課（町田市庁舎 10 階）

所在地：〒194-8520 町田市森野二丁目 2 番 22 号

電 話：042-724-2174

e-mail：mcity7670@city.machida.tokyo.jp